

新型コロナワクチン 秋開始接種(追加接種)が始まります

開始日 9月20日(水)～

ワクチン オミクロン株(XBB.1.5)に対応したワクチンを使用

費用 無料

対象者 以下の①②の両方に該当する方

- ① 初回接種(6か月～4歳:3回以上、5歳以上:2回以上)を完了した生後6か月以上の方
- ② 直近のコロナワクチン接種から3か月以上経過した方

接種券 上記対象者に該当する、未使用の接種券が手元がないと思われる方に、9月中旬から順次、接種券を発送します。

※お手元にある、未使用の追加接種の接種券が使用可能です。

(12歳以上の3回目接種は、薄ピンク色の接種券のみ使用可能)

(令和5年春開始接種の基礎疾患等で発行した薄黄色の未使用接種券も使用できます)



12歳以上の初回接種(1・2回目)について

ワクチン オミクロン株(XBB.1.5)に対応したワクチンを使用

対象者 初回接種(1・2回目)が未接種の12歳以上の方

接種券 お手元にある、未使用の追加接種の接種券が使用可能です。

接種場所 町内の医療機関(無料)

6か月～11歳の新型コロナワクチンについて

6か月～4歳(乳幼児接種)と5歳～11歳(小児接種)については、日程により接種会場が異なります。

予約サイトにて日程・会場をご確認のうえ、ご予約ください。

または、お電話でのお問い合わせ・ご予約をお願いします(Tel 0778-47-3012 コロナ専用)。

③医療機関への直接のお問い合わせやご予約は出来ません。



[南越前町新型コロナワクチン接種予約受付サイト▶](#)

※接種券の紛失や転入等で接種券が手元がない方は、(Tel 0778-47-3012 コロナ専用)にお電話ください。

■**問合せ** 保健福祉課 ☎0778-47-8007 または コロナワクチン専用 Tel 0778-47-3012

電力・ガス・食料品等の価格高騰重点支援給付金のご案内

電力・ガス・食料品等の価格高騰により、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり3万円を支給します。

●**支給額** 1世帯あたり 3万円

●**支給対象** ①基準日(令和5年6月1日)に南越前町に住民登録があること

②世帯全員の令和5年度住民税が非課税であること

③世帯全員が令和5年度住民税課税者に扶養されている者でないこと

④世帯に租税条約に基づく住民税課税免除を受けている者がいないこと

●**申請方法**

対象と思われる世帯については8月上旬に確認書を送付しています。確認書の内容を確認のうえ、必要事項を記入しご返信ください。

世帯の中に令和5年1月2日以降に南越前町に転入した方がいる場合、給付金を受け取るには申請が必要です。申請書に必要事項を記入のうえ、添付資料と一緒にご提出ください。

また令和5年6月以降に住民税の修正申告等により、課税から非課税になった場合も申請が必要です。

※申請書は保健福祉課、今庄事務所、河野事務所にございます。町ホームページからもダウンロードいただけます。

●**申請期限** 10月31日(火) ※当日消印有効

●**給付金に便乗した詐欺にご注意ください。**

・手続きに現金自動預払機(ATM)は、絶対に使用しません。

・町、警察などが手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

・町、警察などがキャッシュカードをお預かりしたり、暗証番号をお尋ねしたりすることは、絶対にありません。

■**問合せ** 保健福祉課 ☎0778-47-8007